

## 寄付申込書

下記の通り、寄付いたします。

		申込日	年	月	日
ふりがな お名前		生年月日	年	月	日
ご住所	〒				
メール		電話番号	( )		
		FAX	( )		
国籍	<input type="checkbox"/> 日本人 (チェックをお願いします。外国籍の方からのご寄付は受け取れません)				

◇ ご寄付金額 ( ) 円

◇ お支払方法  ゆうちょ銀行への振込  横浜銀行への振込  
 現金支払  集金希望

【お振込先】 ゆうちょ銀行 口座記号 00280-0-108710 山崎誠後援会  
※その他の金融機関からのお振込 当座 ○二九店 0108710  
横浜銀行 青葉台支店 普通 1731864 山崎誠後援会 代表者 山崎誠

個人が政治献金したときの課税上の優遇措置について

個人の方が政治団体に寄附をした際、個人献金を奨励する目的から、一定の要件のもとに税の優遇措置が設けられています。

【手続き】

①山崎誠後援会が、寄附いただいた方のお名前、寄附金額等を収支報告書に明記し、「寄附金（税額）控除のための書類」を作成のうえ、神奈川県選挙管理委員会の確認を受けます。

②山崎誠後援会は、この書類を寄附者にお渡ししますので、ご自身で税務署へ確定申告していただくことにより、税の控除が受けられます。

【優遇措置】

○寄附金控除の額

政治団体に寄附をした者の寄附金控除は、所得控除により計算します。

所得控除の額 = (①又は②のいずれか少ない方の金額) - (2千円)

① 特定寄附金の支出額

② その年の総所得金額・退職所得金額、山林所得金額の合計額 40%相当額

※詳細は税務署までお問い合わせください。

なお、税の確定申告の期限(3月15日)までに収支報告書が提出できないとき、「寄附金（税額）控除のための書類」の交付が遅れ、期限までに間に合わないときなどは、山崎誠後援会の「寄附金の領収書（写し）」を添付して申告し、その上で後日確認印を押した「寄附金（税額）控除のための書類」を山崎誠後援会より受け取り、税務署へ提出していただくこととなります。

○控除を受ける条件

収支報告書に寄附者のお名前、住所、職業、寄附金額及び寄附年月日を記載されることが必要となるため、それらの情報が公開されます。

○対象

個人の寄附であることが条件となるため、政治資金パーティー等の会費は対象外です。

## 申込書送付先・お問合せ

〒244-0003 神奈川県横浜市戸塚区戸塚町474-5 加藤ビル2F  
TEL 045 438 9696 FAX 045 438 9695  
メール info-yamazaki@j05.itscom.net